

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一

○鳥獣保護区の存続期間の更新……………

……………(環境局自然環境部計画課)……………一

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………

……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二

### 規程(水)

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………五

### 公告

○特定非営利活動法人の認定……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………七

### 雑報

○当せん金付証券の発売委託……………

……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………八

○全国自治宝くじの発売(十件)……………(同)……………九

## 告示

●東京都告示第千六百二十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第

六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社マスターリンク

(二) 代表者氏名 代表取締役 上林 孝明

(三) 主たる事務 新宿区高田馬場二丁目十四番四号八城所の所在地 ビル三〇一

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三五八二号

(五) 免許年月日 平成二十八年十一月十一日

二 処分年月日 平成二十九年十月十九日

三 処分内容 業務の全部の停止十日間(平成二十九年十一月六日から同月十五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項並びに第六十五条第二項第二号及び第五号

#### ●東京都告示第千六百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八條第七項ただし書の規定に基づき、平成九年東京都告示第千七百七十五号で告示した青梅鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 鳥獣保護区の名称

青梅鳥獣保護区

#### 二 鳥獣保護区の区域

青梅市勝沼地内の東日本旅客鉄道青梅線と都道二十八号線(青梅飯能線)との交点を基点として、同地点から東日本旅客鉄道青梅線に沿って西方に進み、青梅駅を経て都道五十三号線(青梅秩父線)との交点に至り、同地点から同都道を北方に進み、旧青梅町と旧小曾木村との境界に至り、同地点から同境界線に沿って西方に進み、旧青梅町と旧小曾木村と旧成木村との境界点に至り、同地点から旧小曾木村と旧成木村との境界線に沿って北方に進み、都道五十三号線(青梅秩父線)に至り、同地点から同都道を南東方に進み、都道二十八号線(青梅飯能線)との交点に至り、同地点から同都道を南東方に進み、基点に至る線に囲まれた区域

#### 三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十九年十月三十一日から平成四十九年十月三十日まで

#### 四 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### (一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

##### (二) 鳥獣保護区の指定目的

青梅鳥獣保護区は、青梅市の中央部に位置しており、クリ、コナラ等の広葉樹林やスギ、ヒノキ等の針葉樹林もあり、林相の変化に富み、多様な鳥獣が生息している。この中には、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカも確認されるなど、豊かな生態系が維持されている地域であり、市街地周辺に生息する鳥獣を誘致する場として重要である。

このため、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八條第一項の

規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理員による巡視を行うとともに、青梅市及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千六百三十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十九年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

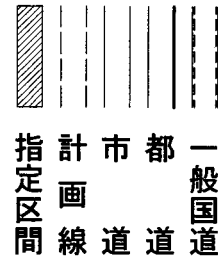
一 路線名 都道大田調布線

二 指定する区間 調布市国領町二丁目二十一番四地先から同市国領町八丁目四番六地先まで

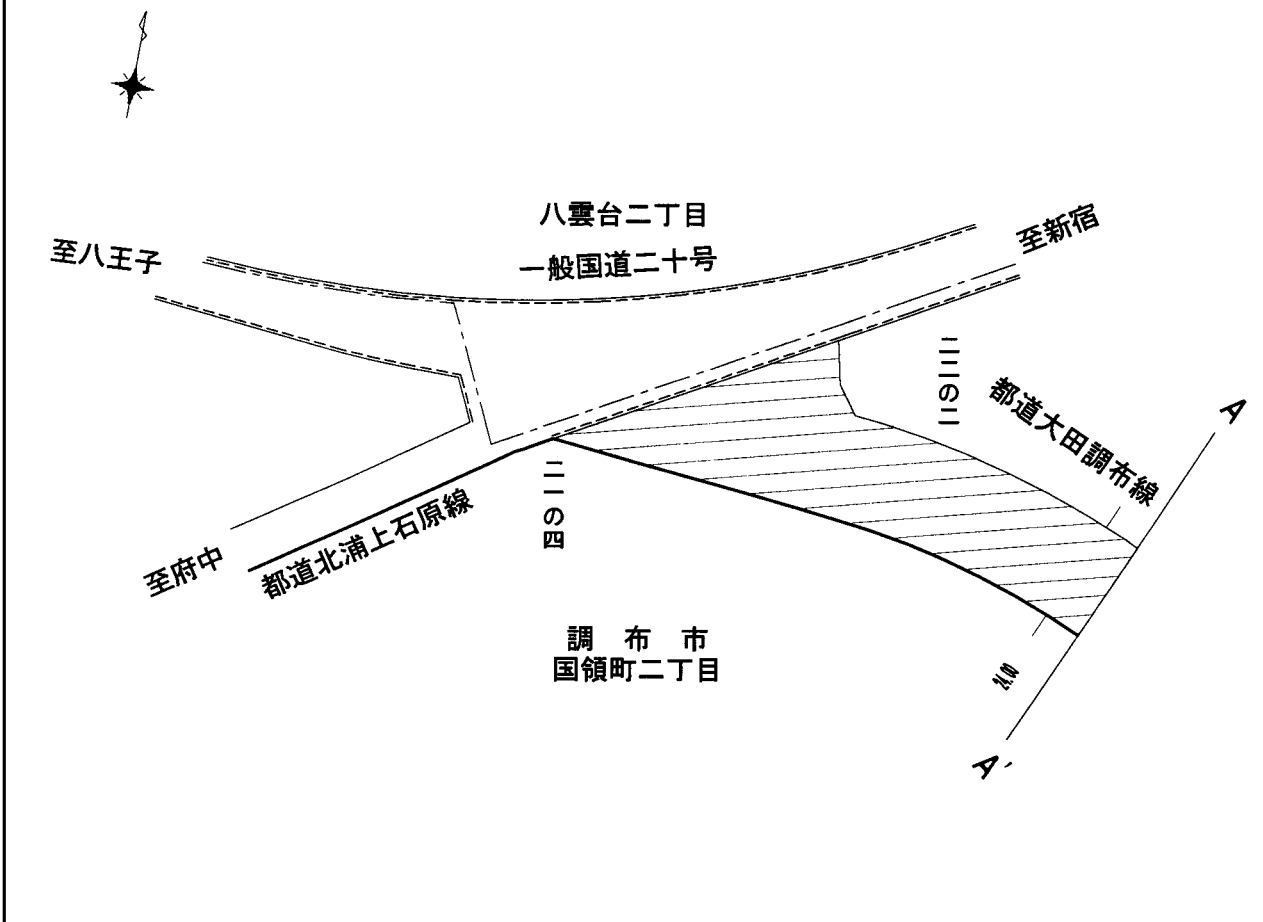
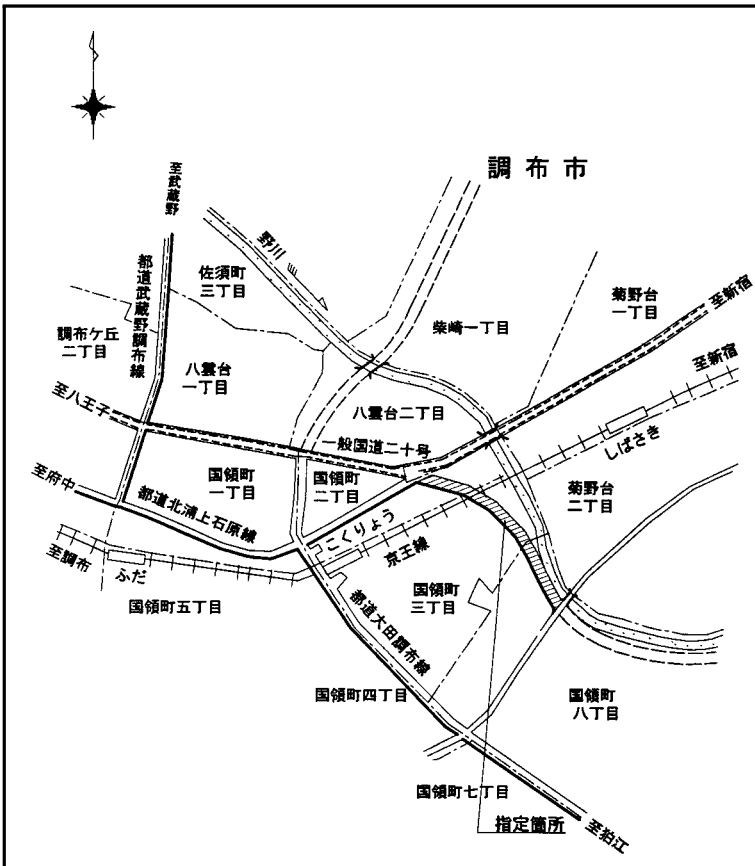
三 指定の概要 別図表示のとおり

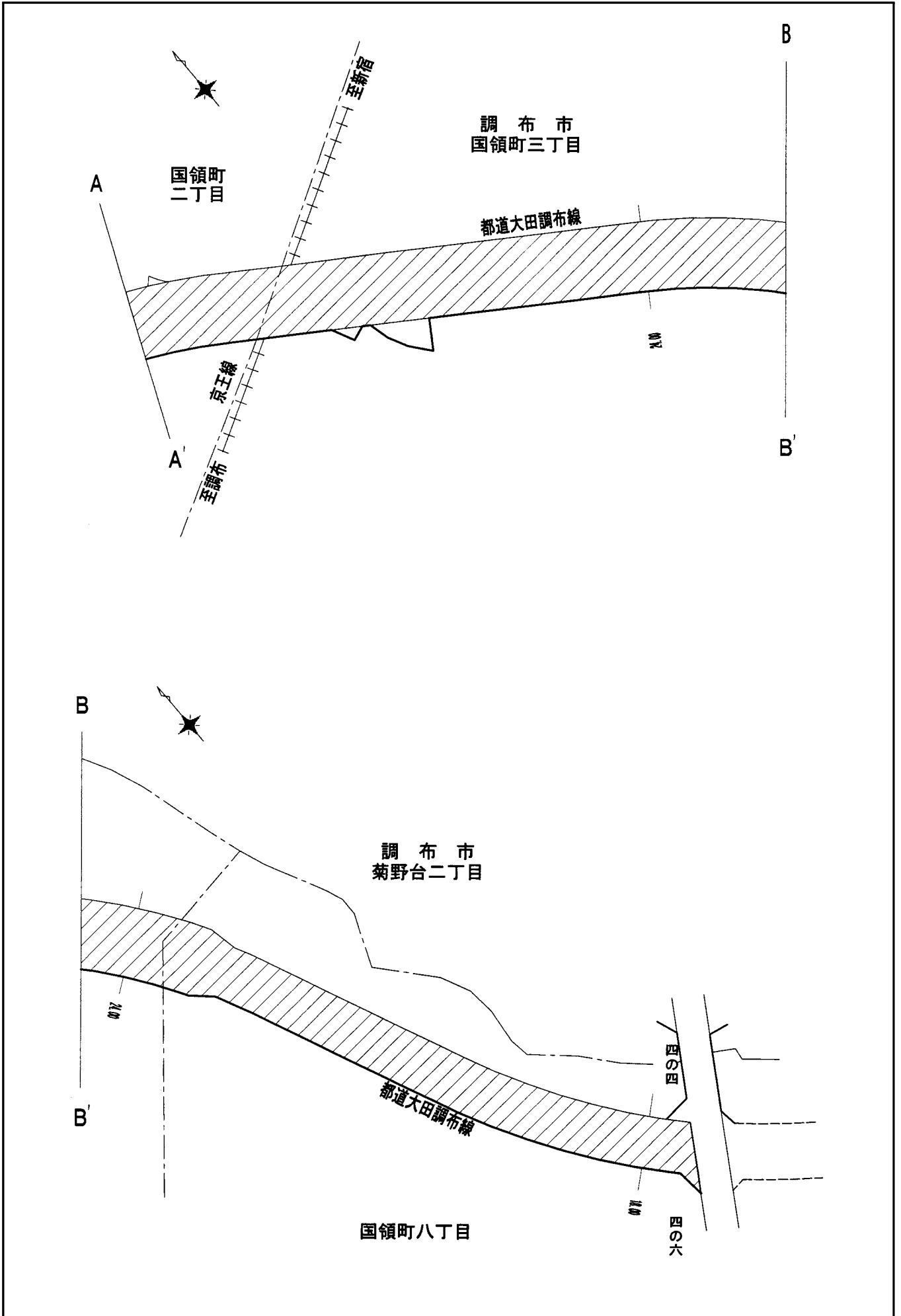
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道大田調布線  
調布市国領町二丁目〜八丁目



延長 五八八・三八メートル  
(電線共同溝予定名称 大田調布・四号)





規程(水)

●東京都水道局管理規程第二十四号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十月三十日

東京都水道局長 中嶋正宏

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二百五十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、契約金額の百分の十に相当する額を違約金として徴収する。この場合において、契約保証金が納入されているときは、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

別記第百一号様式を次のように改める。

第101号様式(第295条関係)

決算備品管理台帳

分類番号	分類	品名	単位

No. \_\_\_\_\_

年月日	摘要	受入	払出	現在高	現在高内訳						備考
					在庫	供用状況					
						現在数	現在数	現在数	現在数	現在数	

在庫欄は倉庫保管数とし、不良品がある場合は、数の左側に括弧書きする。  
 供用状況欄は、課又は共用責任者ごとに供用数を記入する。  
 (日本工業規格A列4番)

第104号様式(第299条関係)

### 備品管理票

年度

課 担当

No.

	共用責任者名	確認年月日	共用責任者印
年度当初引継		年 月 日	
年度中引継		年 月 日	
現品照合確認		年 月 日	

分類 番号	分類	品名	形状・寸法	取得価格 (税抜単価)	取得年度	単位	現在数			現品 照合	設置場所	摘要

現在数に変更が生じた場合は、二重線及び共用責任者の押印にて修正し、右欄に変更後の数量を記載する。

(日本工業規格A列4番)

別記第百四号様式を次のように改める。

第104号様式の2(第299条関係)

### 備品管理票

課 担当

No.

分類 番号	分類	品名	形状・寸法	取得価格 (税抜単価)	取得年度	単位	現在数			現品 照合	設置場所	摘要

現在数に変更が生じた場合は、二重線及び共用責任者の押印にて修正し、右欄に変更後の数量を記載する。

(日本工業規格A列4番)

別記第百四号様式の次に次の一様式を加える。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都水道局財務規程第二百五十六条第二項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程の様式（この規程により改正されたものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

二 代表者の氏名

林 恵子

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区大手町二丁目六番二号  
 従たる事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島二丁目五番五号

佐賀県佐賀市呉服元町二番十五号 C O T O C O 二一

五

認定の有効期間

平成二十九年九月二十二日から平成三十四年九月二十一日まで

雑 報

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 四百二十億円 一億四千万枚  
 (二十億円を一単位(一ユニット)として十四  
 単位(十四ユニット)。ただし、発売状況により、  
 原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし  
 てユニット単位で増額する場合がある。)

三 証券金額  
 四 発売期間  
 平成三十年一月三十一日から同年二月二十三日  
 まで  
 一枚三百円

五 当せん金の額  
 円  
 発売額三十億円に対して十四億三千九百九十万

六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 円  
 発売額三十億円に対して二億五百九十七万五千  
 二百三十二円

八 その他発売経費  
 円  
 発売額三十億円に対して一億四千六百五十万円  
 平成二十九年十一月十日

九 受託申請期限  
 平成二十九年十一月十日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 第七百三十八回全国自治宝くじ  
 百二十億円 四千万枚  
 (三十億円を一単位(一ユニット)として四単  
 位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原  
 則発売総額の百二十五パーセントを上限とし  
 てユニット単位で増額する場合がある。)

三 証券金額  
 四 発売期間  
 平成三十年一月三十一日から同年二月二十三日  
 まで  
 一枚三百円

五 当せん金の額  
 円  
 発売額三十億円に対して十四億五千万円  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 円  
 発売額三十億円に対して二億六百六十二万二百  
 円  
 発売額三十億円に対して一億四千五百二十万円  
 平成二十九年十一月十日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

八 その他発売経費  
 円  
 発売額三十億円に対して一億四千六百五十万円  
 平成二十九年十一月十日

九 受託申請期限  
 平成二十九年十一月十日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。



全国自治宝くじ事務協議会告示第二百十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第七百三十回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の枚及び総額 七百五十万枚 十五億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、  
一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十九年十一月十五日から同月二十八日まで
- 七 当せん金支払開始期日 平成二十九年十一月十五日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等 級 当せん金額 当せん本数
- 一等 五十万円 四百五十本
- 二等 五十万円 三千五百本
- 三等 三百円 二万六千五百本
- 四等 五百円 七万五千本
- 五等 二百円 七十五万本

計 八十六万四千七百五十本

- 九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第七百三十一回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の枚及び総額 五億枚 千五百億円  
(六十億円を1単位(1ユニット)として二十五単位(二十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
- 四 証券金額 一枚三百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 平成二十九年十一月二十七日から同年十二月二十二日まで
- 七 抽せん期日 平成二十九年十一月三十一日
- 八 当せん金支払開始期日 平成三十年一月五日
- 九 当せん金の額及び当せんの数  
等 級 当せん金額 当せん本数
- 一等 七億円 一本
- 一等の前後賞 一億五千万円 二本
- 一等の組違い賞 三十万円 百九十九本
- 二等 十万円 二十本
- 三等 十万円 二百本
- 四等 十万円 千四百本
- 五等 一万円 二万本
- 六等 三千円 二十万本
- 七等 三百円 二百万本

計 二百二十二万一千八百二十二本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。  
当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

- 十 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百三十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	一億五千万枚 四百五十億円 (三十億円を一単位(一ユニット)として十五単位(十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	平成二十九年十一月二十七日から同年十二月二十二日まで
七	抽せん期日	平成二十九年十二月三十一日
八	当せん金支払開始期日	平成三十年一月五日
九	当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金 当せん本数 一等 五千万円 七本 二等 千万円 十四本 三等 百万円 十本 四等 十万円 千本 五等 一万円 一万本 六等 三千円 十万本 七等 三百円 百万本
備考	計	百一十一万二千百三十一本

十 注意事項  
 (一) 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。  
 (二) 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百三十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	一億枚 三百億円 (三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	平成二十九年十一月二十七日から同年十二月二十二日まで
七	抽せん期日	平成二十九年十二月三十一日
八	当せん金支払開始期日	平成三十年一月五日
九	当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金 当せん本数 一等 七百万円 百本 二等 十万円 三千本 三等 一万円 二万本 四等 三百円 百万本
備考	計	百二万三千百本

十 注意事項  
 (一) 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。  
 (二) 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百三十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百五十万枚 十五億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月十六日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年十二月二十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
	等 級	当せん金
	一等	十万円 千八百本
	二等	一万円 一万二千本
	三等	五千元 三万本
	四等	千円 七万五千本
	五等	二百円 七十五万本
計		八十六万八千八百本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百三十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千万枚 三十億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年十二月二十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
	等 級	当せん金
	一等	一億円 五本
	二等	百万円 二百本
	三等	四万円 五万本
	四等	四千元 五万本
	五等	三百円 百万本
計		百五万五千二百五本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第七百三十六回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の枚及び総額 七百五十万枚 十五億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、  
一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月二十三日まで
- 七 当せん金支払開始期日 平成二十九年十二月二十七日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  

当せん金	当せん本数
一等	二百二十五本
二等	三百五十本
三等	三万六千五百十本
四等	七万五千本
五等	七十五万本

計 八十六万四千五百二十五本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第七百三十九回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の枚及び総額 五百万枚 十五億円
- 四 証券金額 一枚三百円
- 五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、  
一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成三十年三月一日から同月三十一日まで
- 七 当せん金支払開始期日 平成三十年三月一日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  

当せん金	当せん本数
一等	三十万本
二等	十万本
三等	千本
四等	千本
五等	百万本

計 百二万一千三十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百四十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百五十万枚 十一億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十年三月一日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十年三月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等	等	当せん金
一	等	百万円 百十本
二	等	五十万円 二百本
三	等	三十万円 三百本
四	等	二十万円 四百本
五	等	十万円 八百本

計

六十四万一千八十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百二十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年十月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百四十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百五十万枚 十一億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十年三月十四日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十年三月十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等	等	当せん金
一	等	十万円 千本
二	等	五万円 二千本
三	等	三万円 三千本
四	等	二万円 四千本
五	等	一万円 八千本

計

六十四万二千七十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

